

日本大学工学部理工学研究所研究ジャーナル投稿要項

平成21年 4月 1日制定

令和 元年12月12日改正

I 趣 旨

この要項は、日本大学工学部理工学研究所研究ジャーナル刊行内規（以下「内規」という）第14条に基づき、日本大学工学部理工学研究所研究ジャーナル（以下「研究ジャーナル」という）の内容、投稿、執筆等についての必要事項を定める。

II 論文内容・投稿資格等について

1 研究ジャーナルの定義

内規第7条に定める研究ジャーナルの内容区分の定義は、次のとおりとする。

- ① 一般論文とは、通常の意味の一つの独立した原著論文である。
- ② ノートとは、断片的ではあっても、新しい価値ある事実を含む論文で、著者又は著者以外の既往の論文に対する補遺・意見等も含まれる。
- ③ 速報とは、独創的で重要な発見又は結論を含み、それを承認するに足りるデータを備え、他に優先して掲載する必要のある論文である。この詳報は、後日、一般論文として投稿することができる。
- ④ 総合論文とは、著者が発表した複数の原著論文を関連づけ、一連の研究成果としてまとめて執筆したものである。

2 研究ジャーナル特集号の定義（以下「特集号」という）

特集号は、大学の命による調査団の報告書、その他理工学研究所が必要と認めたものであり、編集は当該調査団等の責任において行う。

3 投稿資格

研究ジャーナルの投稿資格は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- ① 日本大学工学部・短期大学部（船橋校舎）（以下「学部等」という）に在職する者
- ② 日本大学大学院理工学研究科博士後期課程、前期課程及び日本大学工学部の在学生（ただし、指導教員の承諾を得なければならない）
- ③ 多年にわたり専任教員として工学部に勤務し、現在非常勤講師である者
- ④ 編集委員会（以下「委員会」という）が特に認めた者

4 原稿ページ数

研究ジャーナルの内容区分の文字数及び頁数は、以下のとおりとする。

区 分	一般論文	ノート・速報
文 字 数	15,000文字程度	5,000文字程度
頁 数	10頁程度	4頁程度

* 総合論文は、著者と委員会で相談の上決定する。

5 投稿の受付

投稿を希望する者は、所定の理工学研究所研究ジャーナル投稿申請書、掲載論文著作権委譲確認書とともに原稿を研究事務課（以下「所管課」という）に提出する。

6 原稿の受付及び発行時期

論文誌の発行は年3回とし、原稿の受付及び発行時期は次のとおりとする。ただし、内規第7条及び本要項Ⅱ-1, 2に該当しない原稿は、執筆者に返却することがある。

原稿の受付	発行時期
2月末	6月末
6月末	10月末
10月末	翌年の2月末

7 受付年月日

受付年月日は所管課で受付を行った日とし、受理年月日は査読結果に基づき委員会が掲載を決定した日とする。

8 原稿の提出部数等

- ① 原稿の提出部数は、一般論文、ノート及び総合論文の場合は、正原稿(図、表、写真を含む)1部並びに複写2部(図、表、写真を含む)とする。
- ② 速報は、正原稿(図、表、写真を含む)1部並びに複写(図、表、写真を含む)1部とする。
- ③ 前2項はいずれも正原稿の電子データを提出する。

9 論文掲載の採否

論文掲載の採否は、研究ジャーナル刊行内規第11条に基づき委員会が決定する。

10 投稿の取消し

査読過程の修正・内容照会等において、執筆者による修正原稿の提出が依頼の日から2か月以上経過した場合は、最初の原稿受付日を取り消し、再提出された日を新たに原稿受付日とする。ただし、1か年以内に原稿の再提出がない場合は、委員会の議を経て投稿を取り消す。

11 研究倫理の遵守

研究ジャーナルに投稿することのできる論文は、研究上の一般的な倫理及び研究主題に関連した倫理を遵守したものに限る。

12 個人情報及び著作権の保護

執筆者は、個人情報の保護への配慮等に十分注意して投稿原稿を作成しなければならない。剽窃はもとより、日本語又は外国語による他の著作物から引用する場合であっても、第三者の著作権が侵害されることのないよう、留意しなければならない。

13 原稿料

原稿料は、支払わない。

14 抜き刷りの給付

執筆者には、研究論文集の抜き刷りを、30部までは無償で給付する。ただし、30部を超える部数を希望する場合は、執筆者が相当分の実費を負担する。

以 上